

結成70年の歴史ある

あなたも香川県教職員組合へ

いっしょに手をつなぎ

子どもたちと教職員の幸せを考えませんか？

つながりたい



毎年行われる「ひまわり学校」

↑ 障害児学校支部



大川支部

もっと学びたい



「未来プロジェクト」
ゆいま〜る(沖縄) 青年部

「中国四国九州ブロック青年教職員学習交流会」ワークショップの様子 →



香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
[組合員の購読料は組合費に含む]

香教組ホームページ
<http://kakyoso.com/>

私たちは、こんな活動をしています。

働きやすい職場環境にしたい
子どもたちの学ぶ環境をよくしたい



すべての子どもたちに
よい教育環境を、
少人数学級実現へ
県教委総務課に署名提出



職場の様々な要求を県と交渉

そもそも、賃金などの労働条件は、組合の先輩たちが長い時間をかけて要求し実現したものです。一人では弱い立場の労働者が使用者と対等となる術が労働組合です。民間では、1つの組合が勝ち取りますが、昨今、組合のない職場が増え、ブラック企業が横行して、組合への加入、未加入を問わず、交渉の成果は全ての教職員に及びます。だからこそ、あなたも香教組へ、あなたの勇気ある行動が全ての教職員に役立ちます。

います。その中で、労働組合を結成してブラック企業に立ち向かう若者たちも現れだしました。私たちが働いている公務員職場には人事委員会勧告制度があり、労働組合の役割りがとても見えにくい。しかし、今私たちにできる権利を行使することがあります。

みんなが働きやすい職場を作りませんか。「自分のために活動することがみんなのためになる」こんな痛快なことはありません。あなたの勇気ある1歩が香教組を大きくし交渉力を高めます。働きやすい職場を作ることができます。

休や病休が取りにくくなってきている。妊娠・出産がいけないことのように言われる職場もある▼「実現した権利は、使わなければ減る。無くなる」ある高校の主権者教育での話▼様々な権利は、教職員の命と心身の健康を守るためのものである。その原点に立ち返り、「おたがいさま」と言い合える職場にしたい。それには、香教組組合員が職場にたくさんいることは効果的だ▼「組合は保険のようなもの」とは中央執行委員長の話。職員室で子どもたちの素敵な話が交わされ、苦しいときは苦しいと話し、ともに励まし合い学び合って仕事ができるそんな環境を一緒に作りたい。▼あなたの加入をお待ちしています。

ともに

企業のような研修期間はなく、即戦力として働きます。できなくてあたりまえなのです▼教育現場がめまぐるしいスピードで進んでいる。この70年間、先輩組合員は教職員の人間らしい働き方を求めて運動し、さまざまな権利を実現した▼産休も育休もない時代から、長い運動の末、3年間の育休が保障されるようになった。年次休暇の日数も増えるようになった。介護休暇を防ぐためだ▼一方、現場では年



2016年度末、退職者の言葉「ペテランの先生は、若い先生は、求めに応えようとがんばらないでください。教員には企業のような研修期間はなく、即戦力として働きます。できなくてあたりまえなのです」▼教育現場がめまぐるしいスピードで進んでいる。この70年間、先輩組合員は教職員の人間らしい働き方を求めて運動し、さまざまな権利を実現した▼産休も育休もない時代から、長い運動の末、3年間の育休が保障されるようになった。年次休暇の日数も増えるようになった。介護休暇を防ぐためだ▼一方、現場では年

給特法 (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法) を学ぼう!

管理職だけでなくすべての教職員が知っておきたい!

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)

第1条 勤務の特殊性から給与や勤務条件について特例を定めるとしています。

第3条 教育職員には教職調整額 給与月額4%の額を基準として支給し、時間外勤務・休日勤務手当は支給しないとしています。

- 労基法37条は超勤手当を払うとされています。教育職員は、放課後の生徒指導や部活などその勤務が特殊であるから、予めその分を4%を給料とみなして支給するとしました。(1971年から)
- 4%は何が基準? 1966年当時の教育職員の超勤時間の平均です。
(小学校1時間20分 中学校2時間30分 平均1時間48分)

公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合の等の基準を定める政令

- 1 「原則として時間外勤務を命じない」としています。
- 2 時間外勤務を命じる場合は、以下の4項目に従事する場合であり、且つ、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るとしています。
 - イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - ハ 職員会に関する業務
 - ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急尾措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

管理職は原則として時間外勤務は命じてはならないのです。やむを得ず命じる場合も、「(教育職員の)健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない」とされています。命じた場合は、適切に勤務を割振らなければなりません。

部活の顧問でない教員に「みんなが部活で残っているから残るように」と指導したり「20時より早く帰れることはないから覚悟して」「学校の隣に住んでいるなら、カギの締め忘れなどの時にはお願いしますね」「定時に帰ると思うのは甘いよ」などというような管理職の発言は、たとえ教育現場の過酷さを事前に伝えたい思いやりであっても、極めて不適切であると言わざるをえません。

教職員の心身の健康のために業務内容を見直し、勤務を適切に割振るのは管理職の責任です。自主的な休日勤務や平日の超勤を「熱心な教職員集団」として評価し、超勤を覚悟し促すような管理職の発言は、法令をきちんと理解してのものなのかと問いたくなります。

もちろん、割振り簿を作成したり勤務時間を厳正に意識した学校経営をしたり、業務改善に取り組んでいる先進的な管理職・職場も増えてきつつあります。みなさんの職場はどうでしょうか。

2017年度が始まりました。「4月1日(土) 週休日の職員会議」や「3月末の新転任者連絡会」の設定など、どの職場もスタートダッシュが早い気がしました。さぬき市教育委員会は、4月1日職員会の許可申請に対し、「現場が『がんばりたい』と言うのを応援したいので許可した」と胸を張って話しました。このことが、長時間過密労働につながるという発想はなく、いいことをしているという自負さえ感じました。

しかし、子どもたちの健やかな成長のためにいま必要なことは、教育委員会や管理職が適正に業務を見直し、教職員が心も体もゆとりをもって働けるようにすることです。県教育委員会は「病気休暇の取得は高止まりであり、業務改善プランは一定の成果をあげている」と交渉で回答していますが、現場での感覚は、長時間過密労働が改善されているとは思えません。その解決のために、まず、教職員の勤務や給与について、管理職だけでなくすべての教職員が制度や法律をきちんと学ぶ必要があります。

お詫びして訂正いたします。

「香川教育」2月28日号で坂出市の夏休み短縮が2017年から1週間となっていますが正確には、2017年度は3日間、2018年度は1週間です。

第1回パワーアップ学習会のご案内

2018年度教員採用選考試験に向けて対策講座を開催します。1人ではできない「集団面接」の練習もします。ぜひ、お誘いあわせの上ご参加ください。

- 1 日時 4月23日(日)10:00~12:00
 - 2 場所 高松テルサ 大会議室
 - 3 参加費 300円(資料代)
- どなたでも参加できます。直接会場にお越しください。

採用選考試験勉強会始まっています!

みんなでレベルUP!

高松会場	4/18	5/2	5/16	5/30	6/13	6/27	7/11
丸亀会場	4/26	5/10	5/24	6/7	6/21	7/5	
大川会場	4/18	5/2	5/16	5/30	6/13	6/27	7/11
三豊会場	5/9	5/23	6/13	6/27	7/11		

いずれも19:00~21:00 資料代100円

※どなたでも参加できます。

詳細は、香教組 (087-867-4797) まで

お問い合わせください。